

指名停止対象業者及び状況説明書

No	指名停止理由	有資格業者		措置期間	適用条項	備 考
1	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	日伸建設(株)	茂原市早野1976番地	令和8年9月1日から令和8年9月30日まで（1箇月）	茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	令和8年8月18日、本市発注の「南中学校トイレ大規模改修工事（Ⅱ期）」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、生徒が床点検口に転落し負傷する公衆損害事故が起きた。したがって、当該工事請負者は建設工事等の契約の相手方として不適当と認められることから、指名停止を行うものである。
2	その他の不正又は不誠実な行為	(株)平川工業	茂原市箕輪677-1	令和8年9月9日から令和8年12月8日まで（3箇月）	茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2号第9号（その他の不正又は不誠実な行為）	左記業者は令和8年9月2日入札執行の「調整池浚渫業務委託(大芝)」において、誤った金額で落札してしまったとして契約辞退を申し出た。このことは契約の相手方として不適当と認められるため、指名停止を行うものである。